

福山市営渡船建造業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2025 年（令和 7 年）7 月 24 日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

- (1) 業務名 福山市営渡船建造業務
- (2) 対象航路 福山市鞆町～仙酔島を結ぶ航路
- (3) 業務内容

ア 渡船詳細設計業務 一式

イ 渡船建造業務 一式

業務内容の詳細については、別紙「福山市営渡船建造業務基本計画書」及び「福山市営渡船建造業務委託仕様書」のとおり

- (4) 業務履行期間

契約締結日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日（水）まで

2 委託費

委託費の上限は 240,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、見積書の金額が委託費の上限を超過した場合は、失格とする。

※ただし、この金額は、本プロポーザル実施にかかる企画提案書を作成するうえでの設定金額であり、契約を約束するものではない

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

また、受託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な経理遂行体制を有する者とする。

- (1) 造船法（昭和25年法律第129号）第6条の規定に基づく船舶の製造事業等の開始届を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) この公告の日から企画提案書の提出期限の日までの間においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 公告の日から起算して過去5年以内に、本業務に類似する業務を実施した実績を有すること。

類似する業務とは、本件と同等クラスの旅客船の建造をいう。

(8)次に掲げる事項について実績等を有する者であること。

ア 船舶建造施設

当該船舶の建造に必要な能力を有すること。

イ 船舶設計技術者

当該船舶の建造設計を自社で実施でき、技術者を確保できること。

ウ 船舶建造技術者

当該船舶の建造に必要な技術者を確保できること。

エ 資力

本建造事業の完遂に必要な資力を有すること。

オ 納入後のメンテナンス体制

建造船舶の故障又は異常時に対応するため、船舶納入後においても迅速にアフターサービス・メンテナンスを行う体制を確保できること。

4 評価基準・評価項目

別紙「福山市営渡船建造業務に関するプロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおりに。

5 受注候補者の選定

福山市営渡船建造業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、本業務の受注候補者として選定する。

6 参加申込みの手続等

(1)担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

福山市経済環境局文化観光振興部観光戦略課

電話：084-928-1042（直通） FAX：084-928-1736

E-mail：kanko@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公 告	2025 年（令和 7 年）7 月 24 日（木）
実施要領等の配付期間	公告の日から 2025 年（令和 7 年）8 月 7 日（木）午後 5 時まで
質問書の受付期間	2025 年（令和 7 年）7 月 24 日（木）から同年 7 月 30 日（水）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金） 市ホームページへ掲載。
参加申込書の受付期間	2025 年（令和 7 年）7 月 24 日（木）から同年 8 月 7 日（木）午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025 年（令和 7 年）8 月 8 日（金）
企画提案書の受付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 8 日（金）から同年 8 月 18 日

	(月) 午後 5 時まで
プレゼンテーション実施案内通知	2025 年 (令和 7 年) 8 月 19 日 (火)
プレゼンテーションの実施	2025 年 (令和 7 年) 8 月 20 日 (水)
企画提案書の選定通知	2025 年 (令和 7 年) 8 月 25 日 (月)

(3) 実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア 配付期間

公告の日から 2025 年 (令和 7 年) 8 月 7 日 (木) まで (ただし、福山市の休日を定める条例 (平成元年条例第 29 号) 第 1 条第 1 項に規定する市の休日 (以下「市の休日」という。) を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 配付場所

(1) に同じ。

ウ 配付方法

(1) の場所で交付又は福山市ホームページの観光戦略課

(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kanko/>) に掲載

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書又は企画提案書の提出者 1 者のみの場合は、当該 1 者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。
- ・参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

7 契約の締結

審査により決定された委託候補業者は、本市と内容等について、別途協議の上、業務委託契約を締結する。なお、本件は議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 41 年条例第 20 号) 第 2 条及び議会の議決に付すべき契約に関する条例 (昭和 41 年条例第 24 号) 第 2 条に基づく福山市議会の議決が必要な契約であるため、仮契約の締結後、福山市議会の承認を得たのち本契約の締結となる。また、支払いについては、工程に合わせた出来高払いとし、請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2 の委託費 (見積限度額) (予算額) を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

- ・詳細は、実施要領に定めるところによる。